

沼田市水道料金あり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 沼田市における水道料金のあり方について、識見を有する者等から広く意見を聴取することを目的に、沼田市水道料金あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、沼田市水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に意見書を提出するものとする。

- (1) 沼田市の水道料金の見直しに関すること。
- (2) その他管理者が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 行政運営に知見を有する者
- (3) 市内の公共的団体の代表者又は代表者から推薦された者
- (4) その他管理者が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による意見書の提出が完了した日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決す

るところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、原則として公開する。

(謝礼)

第7条 委員に対する謝礼は、毎年度予算の定める範囲内で支給する。

2 地方公共団体の常勤の職員である委員に対しては、謝礼を支給しない。

(守秘義務)

第8条 委員は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第6条第4項の規定により会議に出席した関係者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、上下水道経営課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、管理者が招集する。